

第二部 後期基本計画

第1章 後期基本計画の目的と役割

第2章 政策・施策の体系

第3章 全体計画

第4章 部門別計画

第5章 第三期浦添市まち・ひと・しごと創生総合戦略

第6章 計画の実現に向けて（実効性の担保）

第1章 後期基本計画の目的と役割

1. 後期基本計画の目的

後期基本計画は、基本構想で掲げた都市像「てだこの都市(まち)・浦添」と2030(令和12)年度のまちづくりの目標

~太陽とみどりにあふれた
国際性ゆたかな文化都市~

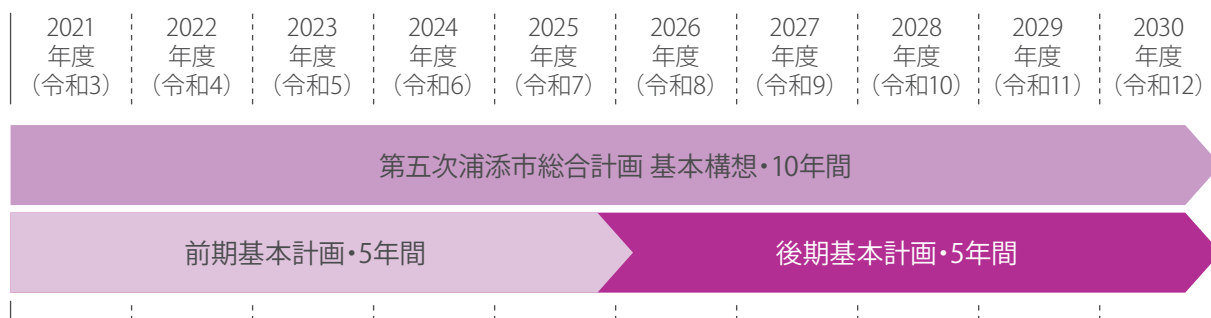
の実現を目的としています。

2. 後期基本計画の役割と期間

基本計画は、基本構想と実施計画の中間に位置する計画として、取り組むべき施策を明確にしておき、変動する社会経済情勢や財政状況などを踏まえて計画する実施計画の基本方向を示しています。

また、市民、自治会、NPO、事業者等の活動の指針として、さらに国や県に対する各種支援などの要望を提示する役割を併せ持っています。

後期基本計画の期間は、2026(令和8)年度から2030(令和12)年度までの5年間とします。



3. 後期基本計画の構成内容

後期基本計画は、基本構想で掲げる本市のめざす姿や、まちづくりの目標を具体化する施策を体系化し、市民にとってわかりやすく示せるよう「政策」「施策(分野)」「基本的な取り組み(今後5年間の主な取り組み)」で構成します。

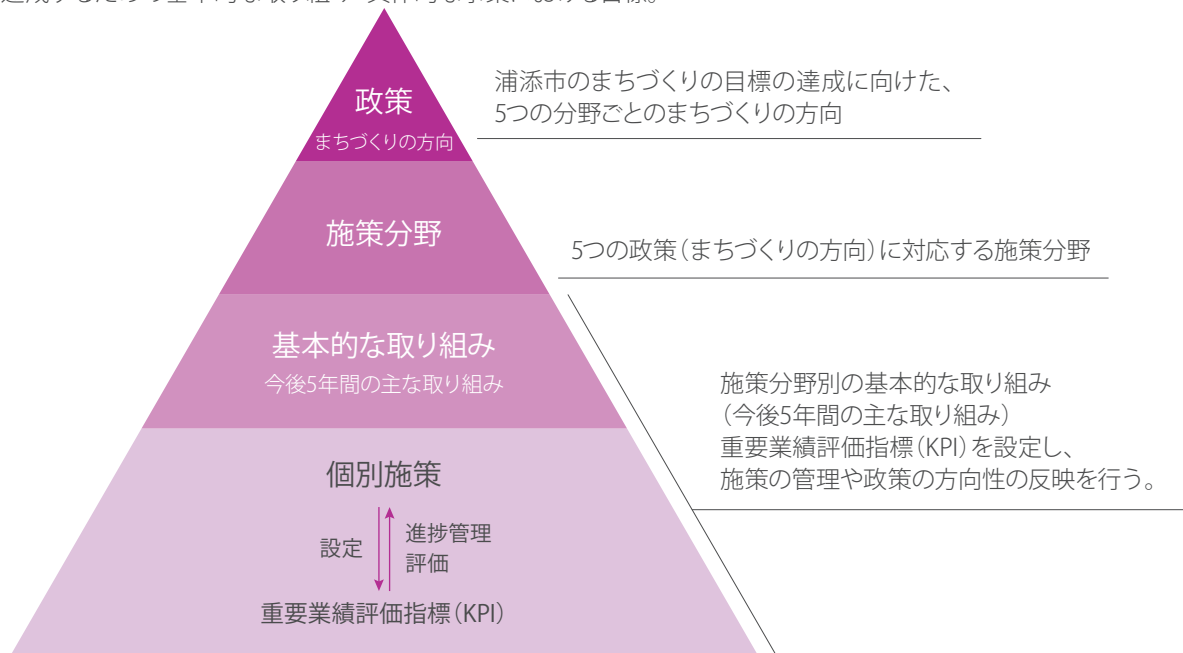
PDCAサイクル※による計画の進捗管理を行うため、各施策には中間目標となる重要業績評価指標(KPI)※を設定することで、取り組み・事業の評価や改善を行い、目標とするまちづくりの実現に向けて計画を推進します。

また、2030年までに持続可能でよりよい世界をめざす国際目標である、持続可能な開発目標(SDGs: Sustainable Development Goals)のめざす17の目標(ゴール)と規模こそ違うものの、そのめざすべき方向性は同様であることから、基本計画の施策分野ごとに関連する主な目標を関連付けることで、SDGsと後期基本計画の一体的な推進をしていきます。

加えて、後期基本計画と一体的に策定される第三期浦添市まち・ひと・しごと創生総合戦略については、特に人口減少社会においても社会を機能させる適応策、地方創生に焦点を当て、基本目標と施策を設定し、それらに対応する主な取り組みを基本計画から抽出することで構成します。

※ PDCAサイクル: Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Action(改善)のサイクルにより、施策や事業などの立案から評価に至るまでの進行管理を行う手法。

※ 重要業績評価指標(KPI): 目標達成に向けた進捗を数値で可視化するための指標。本総合計画においては、まちづくりの目標を達成するための基本的な取り組み・具体的な事業における目標。



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



第2章 政策・施策の体系

後期基本計画では、第五次浦添市総合計画・基本構想に掲げられた基本理念、都市像、まちづくりの目標に向けて、次のような政策・施策の体系を構築します。

政策	施策
<p>政策1</p> <p>人と歴史を活かす未来創造都市 ～みんながワクワクするスマートシティ～</p>	1-1 産業振興
	1-2 観光振興
	1-3 就業・労働
	1-4 西海岸地域の開発
	1-5 土地区画整理・市街地・住環境・基地跡地利用
	1-6 道路・交通体系
	1-7 上下水道
<p>政策2</p> <p>世界にはばたく多文化交流都市 ～生きる力を育み、誇りと愛着のもてるまち～</p>	2-1 就学前教育・保育
	2-2 学校教育
	2-3 青少年健全育成
	2-4 社会教育
	2-5 スポーツ
	2-6 文化芸術
	2-7 文化財
	2-8 国際交流・多文化共生・平和
<p>政策3</p> <p>やさしさあふれる健康福祉都市 ～ともに生き、支え合う・認め合う 心豊かなまち～</p>	3-1 地域福祉
	3-2 健康増進
	3-3 子ども・子育て支援
	3-4 高齢者福祉
	3-5 障がいのある人の福祉
	3-6 公的サービス(生活支援・国民年金)
<p>政策4</p> <p>安全安心でやすらぎにみちた快適環境都市 ～自然と共生するやさしい美らまち～</p>	4-1 防災・減災
	4-2 消防・救急
	4-3 地域防犯・交通安全・消費者安全
	4-4 みどり(緑)・自然(海・川)
	4-5 景観まちづくり
	4-6 環境保全
	4-7 循環型社会・生活排水
<p>政策5</p> <p>ひと・まち・未来が輝く市民協働都市 ～多様性を認め合い、重ね合う小さな輪 が大きな輪になるまち～</p>	5-1 まちづくり協働
	5-2 地域コミュニティ活動
	5-3 人権・男女共同参画社会
	5-4 広報・広聴・個人情報保護
	5-5 スマート自治体
	5-6 行財政運営

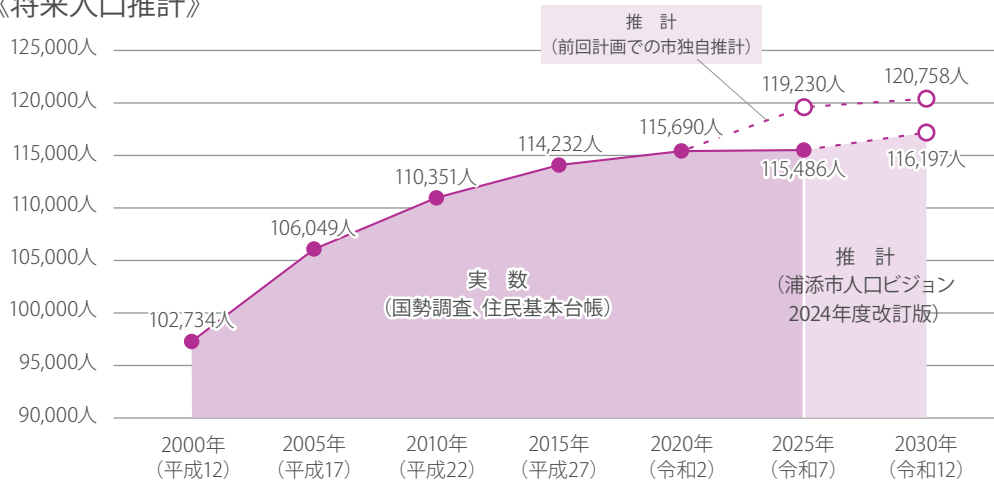
第3章 全体計画

1. 人口フレーム

全国的に人口減少下にある中で、本市の人口は増加傾向が続いているものの、その増加幅は年々小さくなっており、第五次浦添市総合計画が終期を迎える2030(令和12)年には、概ね11万6千人を見込んでいます。この推計結果は5年前の推計を4,000人以上下回っています。加えて、年齢3階級別人口は、年少人口(0～14歳)と生産年齢人口(15歳～64歳)は減少し、老年人口(65歳以上)が増加をしていく見通しです。

そのため、こうした将来的な人口構造の変化も踏まえた行政サービスの提供に取り組むことが求められています。

《将来人口推計》

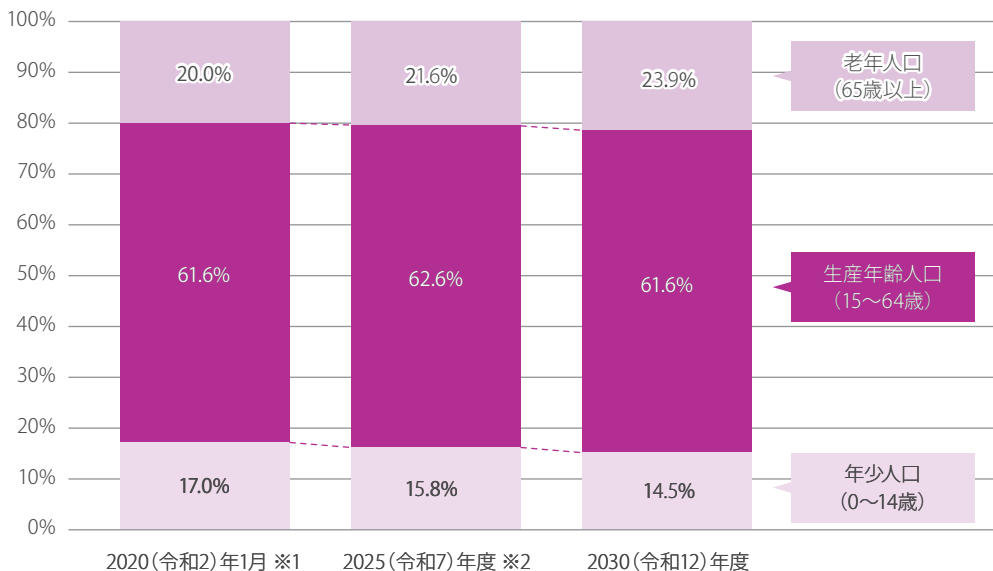


《年齢3区分別人口と構成比》

人口	2020(令和2)年10月 ※1	2025(令和7)年1月 ※2	2030(令和12)年度
総人口(人)	115,690	115,486	116,197
年少人口(0～14歳)(人)	19,722	18,210	16,859
生産年齢人口(15～64歳)(人)	71,286	72,335	71,613
老年人口(65歳以上)(人)	23,180	24,941	27,725

※1 総務省「令和2年国勢調査 年齢階級別人口(市区町村別)」

※2 総務省「令和7年1月1日住民基本台帳 年齢階級別人口(市区町村別)」



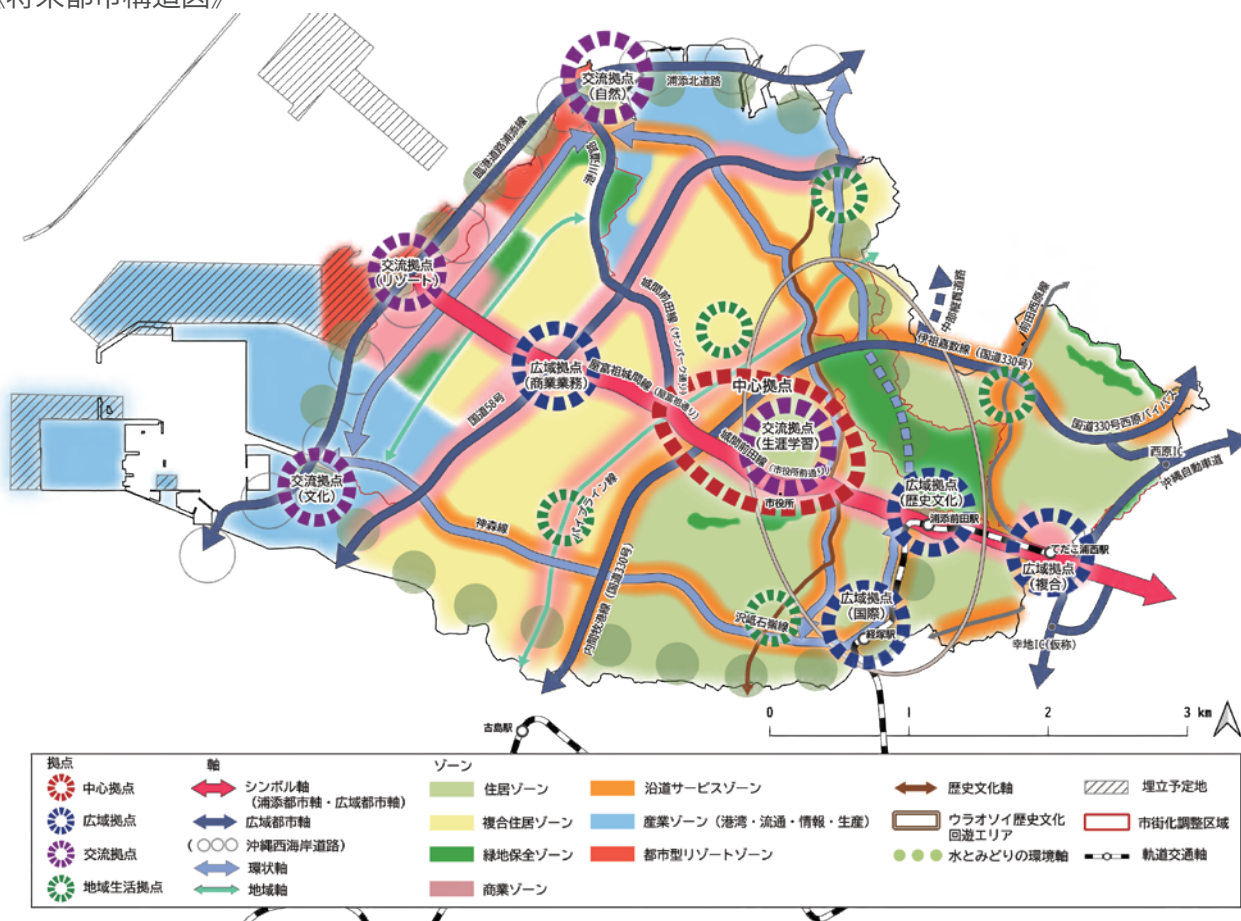
2. 将来都市構造

将来都市構造は、都市の目標等を空間的・概念的に示すものであり、実現に向けての視点を明らかにします。都市構造を構成する要素は、「面」としての広がりを持つ「土地利用ゾーン」と、「点」として商業・業務や歴史文化、交通等の各種機能が集積する「拠点」、さらに「線」として市域の土地利用ゾーンと拠点や近隣市町村を結び、都市活動を支える「都市軸」の3つで構成されています。

前期基本計画時のこれまでの拠点的なゾーンの位置付けを廃止し、拠点、軸、ゾーンの3つで再整理しました。また、土地利用ゾーンと拠点の位置づけを見直し、那覇港や基地跡地利用に関する計画も踏まえた再整理を行いました。

拠点については、地域住民の生活を将来にわたって維持する観点から「地域生活拠点」を追加しています。

《将来都市構造図》



2-1 土地利用ゾーン

2-1-1 住居ゾーン

低層住宅を主体とした地区として、コミュニティの維持と自然環境にも配慮した良好な住環境の形成を図ります。

2-1-2 複合住居ゾーン

住宅地とその他の用途が混在する地区として、商業、業務、工業、住宅が調和する土地利用を図ります。

2-1-3 緑地保全ゾーン

市街地における身近なみどりとして保全を図るとともに、みどりのネットワークの形成を図ります。

2-1-4 商業ゾーン

広域都市基盤や駅周辺等の地域ポテンシャルを活かした商業・業務地の形成を図ります。

2-1-5 沿道サービスゾーン

幹線道路沿線は交通利便性を活かし、地域の商業・業務機能及び住宅機能が調和した土地利用を図ります。

2-1-6 産業ゾーン

本市の生産拠点として、工業・流通・水産業の生産基盤の向上を図るとともに、新たな土地利用の整備を促進し、ヒト、モノ、情報等、多様な交流が促進されるゾーンの形成を図ります。

2-1-7 都市型リゾートゾーン

西海岸地域の豊かな自然海浜の保全・活用により、住む人・訪れる人・働く人にとって魅力と活力あふれる持続可能な拠点の形成を図ります。

2-2 拠点

2-2-1 中心拠点

「てだこ都市文化」を発信し、ヒト・モノ・情報が行き交う浦添市の顔として、市役所、図書館、美術館、てだこホール等が立地する浦添カルチャーパークと浦添運動公園等の行政の中核機能が集積しているため、商業と業務が共存する複合型の都市形成を促進します。

また、まちのシンボルとなる都心交通結節点としてバス、タクシー等、多様な交通モードがつながる集約型の交通拠点を形成します。

2-2-2 広域拠点

2-2-2-① 複合

てだこ浦西駅周辺は、モノレール駅と沖縄自動車道とを結ぶ交通結節拠点や交通サービス関連施設等が整う総合的な交通拠点を形成するとともに、本市の東の玄関口として商業・業務施設や交流機能の導入等、モノレール駅を中心とした魅力あふれるまちづくりを促進します。

2-2-2-② 歴史文化

浦添前田駅周辺には、浦添城跡、玉城朝薫の墓等、本市の歴史と文化を象徴する機能を有していることから、緑地空間と史跡を活かし、歴史文化を学び、語る場として整備・活用するとともに、本市の新たな顔となる駅周辺のまちづくりと一体となった広域拠点の形成を図ります。

2-2-2-③ 国際

経塚駅や経塚公園、国際協力機構沖縄センター（JICA沖縄）周辺は、各国文化の相互理解と人的交流の場として整備・活用するとともに、駅周辺のまちづくりと連動し、地域住民と来訪者の交流の場となる広域拠点の形成を図ります。

2-2-2-④ 商業業務

浦添都市軸と国道58号の交差点周辺は、業務施設やロードサイド型商業施設、近隣商業施設等の商業・業務機能が集積しているため、商業と業務が共存する複合型の都市形成を促進します。

2-2-3 交流拠点

2-2-3-① リゾート

浦添都市軸と臨港道路浦添線の交差点周辺は、牧港補給地区跡地利用計画を先導する商業・業務の集積を図り、産業・経済活動の拠点の形成に努めます。また、海上交通や陸上交通の交通結節点、本島中南部の広域的な交流拠点であり、本市の新たな顔として、良好な商業景観の形成を図ります。

2-2-3-② 文化

国立劇場おきなわや浦添市産業振興センター・結の街周辺は、沖縄県の伝統芸能の継承・発展に資する広域的な文化施設と浦添市民の交流活動拠点としての活用を進めます。

2-2-3-③ 自然

カーミージー※や空寿崎周辺は、豊かな海浜環境を活用し、環境学習の場や市民の憩いの場として、海浜空間の形成を図ります。

2-2-3-④ 生涯学習

図書館、美術館、てだこホール等が立地するカルチャーパークと浦添運動公園周辺は、各種行政サービスや文化活動、スポーツ・レクリエーション活動等を行える快適で利便性の高い生涯学習の交流環境を整備します。

2-2-4 地域生活拠点

商業、医療、福祉等の地域住民の生活を支える機能が集積する拠点の形成を図ります。

※ カーミージー：西海岸の空寿崎の先にある、亀の形をした石灰岩の大岩。

2-3 都市軸

2-3-1 シンボル軸（浦添都市軸・広域都市軸）

本市の東西を横断する浦添西原線から浦添ふ頭地先に至る浦添都市軸は、本市の主要な拠点を結ぶ重要な路線であることから、円滑な交通流動に資する整備を進めるとともに、景観重要公共施設に指定した区間においては本市の顔となるシンボルロードとして整備します。

2-3-2 広域都市軸

市域を南北に縦断する国道58号や国道330号、中部縦貫道路、沖縄西海岸道路等は、各ゾーンにおける都市活動を支援し、中南部都市圏の市街地を支える軸線として整備を促進します。また、港川道路から城間前田線を経て、浦添西原線に至る路線を広域的な東西軸として位置付け、整備を促進します。

2-3-3 環状軸

神森線、沢岬石嶺線、国際センター線、国際センター線延伸、牧港線、内間牧港線、国道58号宜野湾バイパスの環状道路は、整備を進めることで市内の道路網の連結を強化し、市民の利便性の向上を図ります。

2-3-4 地域軸

パイプライン線や牧港補給地区に整備予定の道路は、本市の地域循環を促す南北軸として、市民の利便性の向上を図ります。

2-4 その他

2-4-1 歴史文化軸

県道153号線は、浦添城跡周辺と那覇市首里地区をつなぐ歴史の道として、良好な景観形成や国指定史跡中頭方西海道等の歴史文化資源等を活用し、歴史文化とのふれあいや地域間交流を促進する琉球歴史回廊を形成します。

2-4-2 ウラオソイ歴史文化回遊エリア

浦添カルチャーパークが立地する交流拠点(生涯学習)、浦添前田駅や浦添城跡周辺の広域拠点(歴史文化)、経塚駅や国際協力機構沖縄センター(JICA沖縄)周辺の広域拠点(国際)が位置するエリアをウラオソイ歴史文化回遊エリアとして位置付けます。

当該エリアにおいては、駅周辺の整備促進を図るとともに、世界遺産登録に向けて、歴史文化軸とのつながりを踏まえ、浦添城跡の復元に向けた取り組みや緑地および市街地をバッファゾーンとした、良好な景観形成を推進します。

2-4-3 水とみどりの環状軸

本市北側に位置するカーミージーからシリンカー*一帯の緑地、伊祖城跡、浦添城跡まで続くみどりの軸と、南側の安謝川から内間西公園、クニンドーの森公園まで続くみどりの軸、西側の自然海岸域等を結ぶ馬蹄形の環状帯を、本市の水とみどりの環状軸として位置付けます。

水とみどりの環状軸においては、河川、海浜における自然環境の保全や生物多様性の確保、良好な景観形成、環境学習や市民の憩いの場の確保等を促進するとともに、市民の生活を優しく包み込むクサティ森を保全・再生します。

また、公園、河川、学校、道路等の主要な公共施設の緑化を推進する等、水辺空間と一体となった安らぎと潤いのあるみどりのネットワークの形成を図ります。

※ シリンカー(シリ川)：港川地域にある小規模クラスの河川。市東側から東シナ海に流れ、中流域に樹林地が広がる一帯がある。

3. 第五次浦添市総合計画とSDGsの一体的な推進

3-1 持続可能な開発目標(SDGs)とは

SDGsとは、「Sustainable Development Goals」の略で、2015(平成27)年9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された2030(令和12)年までに持続可能でよりよい世界をめざす先進国を含む国際社会共通の目標です。

包括的な17の目標および細分化された169のターゲットから構成されています。

地球上の「誰一人として取り残さない」社会の実現をめざし、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に総合的に取り組むことが示されています。



3-2 政府によるSDGsを推進するための主な取り組み

日本政府は、2016(平成28)年に「持続可能な開発目標(SDGs)推進本部」を設置し、SDGs実施のための国の指針「持続可能な開発目標(SDGs)実施方針」を決定し、2019(令和元)年12月、2023(令和5)年12月に一部改正しています。

その中では、日本全国にSDGsを広く浸透させるためには地方自治体の積極的な取組が不可欠であるとしており、SDGsを原動力とした地方創生を推進することが地方自治体に期待されています。

また、2020(令和2)年には第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略2020改訂版」において、地方でのSDGsの推進が地方創生に資するとして、地方自治体におけるSDGsの取り組み推進が位置付けられています。

3-3 沖縄県における地方創生SDGsの取り組み

沖縄県においては、2019(令和元)年11月に、知事を本部長とする沖縄県SDGs推進本部を設置しており、2021(令和3)年9月2日に「平和を求めて時代を切り拓き、世界と交流し、ともに支え合い誰一人取り残さない、持続可能な『美ら島』おきなわの実現」を基本理念とする「沖縄県SDGs実施指針」が策定されています。

また、2019(令和元)年12月には、SDGsの達成に向け積極的に取り組んでおり、県とともに普及啓発を行う企業・団体等を「おきなわSDGsパートナー」として登録する制度が開始され、現時点での登録団体は1,035団体(2025(令和7)年10月31日現在)あります。2021(令和3)年5月には、SDGsの達成に向けた取り組みを推進しようとする都市・地域の中から、特にポテンシャルが高い自治体として、沖縄県は内閣府から「SDGs未来都市」に選定されています。

3-4 SDGsの17の目標(ゴール)と自治体行政の果たし得る役割

自治体行政の果たし得る役割として、国際的な地方自治体の連合組織であるUCLG(United Cities and Local Governments)が示しており、また、一般財団法人住宅・建築SDGs推進センター(発行当時:一般財団法人建築環境・省エネルギー機構)が発行する「私たちのまちにとってのSDGs(持続可能な開発目標)-導入のためのガイドライン-」では、次のページのとおり整理しています。

SDGs17の目標(ゴール)	自治体 SDGsガイドライン検討委員会による自治体行政の果たし得る役割
<p>1 貧困をなくそう</p>  <p>1. 貧困をなくそう(あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ)</p>	<p>自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体において、すべての市民が必要最低限の暮らしを確保することができるよう、きめ細やかな支援策が求められています。</p>
<p>2 飢餓をゼロに</p>  <p>2. 飢餓をゼロに(飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する)</p>	<p>自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。</p>
<p>3 すべての人に健康と福祉を</p>  <p>3. すべての人に健康と福祉を(あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する)</p>	<p>住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことが住民の健康状態を維持・改善に必要であるという研究も報告されています。</p>
<p>4 質の高い教育をみんなに</p>  <p>4. 質の高い教育をみんなに(すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する)</p>	<p>教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取り組みは重要です。</p>
<p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>  <p>5. ジェンダー平等を実現しよう(ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る)</p>	<p>自治体による女性や子ども等の弱者の人権を守る取り組みは大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取り組みといえます。</p>
<p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>  <p>6. 安全な水とトイレを世界中に(すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する)</p>	<p>安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。</p>
<p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>  <p>7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに(すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する)</p>	<p>公共建築物に対して率先して省エネや再エネ利用を推進したり、住民が省/再エネ対策を推進するのを支援する等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源利用のアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。</p>
<p>8 働きがいも経済成長も</p>  <p>8. 働きがいも経済成長も(すべての人々のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)を推進する)</p>	<p>自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。</p>

(資料) 発行：一般財団法人住宅・建築SDGs推進センター(発行当時：一般財団法人建築環境・省エネルギー機構)
 編集：自治体SDGsガイドライン検討委員会
 「私たちのまちにとってのSDGs(持続可能な開発目標)―導入のためのガイドライン2018年3月版(第2版)―」

SDGs17の目標(ゴール)	自治体 SDGsガイドライン検討委員会による自治体行政の果たし得る役割
<p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>  <p>9. 産業と技術革新の基盤をつくろう(強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る)</p>	<p>自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。</p>
<p>10 人や国の不平等をなくそう</p>  <p>10. 人や国の不平等をなくそう(国内および国家間の格差を是正する)</p>	<p>差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。</p>
<p>11 住み続けられるまちづくりを</p>  <p>11. 住み続けられるまちづくりを(都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする)</p>	<p>包摂的で、安全、レジリエントで持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。</p>
<p>12 つくる責任 つかう責任</p>  <p>12. つくる責任 つかう責任(持続可能な消費と生産のパターンを確保する)</p>	<p>環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには市民一人一人の意識や行動を見直す必要があります。省エネや 3Rの徹底など、市民対象の環境教育などを行うことで自治体はこの流れを加速させることが可能です。</p>
<p>13 気候変動に具体的な対策を</p>  <p>13. 気候変動に具体的な対策を(気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る)</p>	<p>気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。</p>
<p>14 海の豊かさを守ろう</p>  <p>14. 海の豊かさを守ろう(海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する)</p>	<p>海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因していると言われています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。</p>
<p>15 陸の豊かさを守ろう</p>  <p>15. 陸の豊かさを守ろう(陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る)</p>	<p>自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。</p>
<p>16 平和と公正をすべての人に</p>  <p>16. 平和と公正をすべての人に(持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する)</p>	<p>平和で公正な社会をつくる上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの市民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。</p>
<p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p>  <p>17. パートナーシップで目標を達成しよう(持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する)</p>	<p>自治体は公的/民間セクター、市民、NGO/NPO などの多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。</p>

3-5 第五次浦添市総合計画とSDGsの一体的な推進

第五次浦添市総合計画におけるまちづくりの目標である「太陽とみどりにあふれた国際性ゆたかな文化都市」および後期基本計画は、SDGsのめざす17の目標(ゴール)と規模こそ違うものの、その方向性は同様であります。

まちづくりの方向 施策分野		ゴール						
		1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに
政策1	産業振興		○				○	
	観光振興		○				○	
	就業・労働	○		○		○		
	西海岸地域の開発	○						
	土地区画整理・市街地・住環境・基地跡地利用	○						○
	道路・交通体系							
	上下水道			○			○	
政策2	就学前教育・保育	○		○	○	○		
	学校教育	○		○	○	○		
	青少年健全育成	○		○	○	○		
	社会教育			○	○	○		
	スポーツ			○				
	文化芸術				○			
	文化財				○			
	国際交流・多文化共生・世界平和	○		○	○	○		
政策3	地域福祉	○		○	○			
	健康増進		○	○		○		
	子ども・子育て支援	○	○	○	○	○		
	高齢者福祉			○				
	障がいのある人の福祉	○		○	○			
	公的サービス(生活支援・国民年金)	○	○	○		○		
政策4	防災・減災					○		
	消防・救急							
	地域防犯・交通安全・消費者安全			○	○	○		
	みどり(緑)・自然(海・川)						○	
	景観まちづくり							
	環境保全				○		○	○
	循環型社会・生活排水			○			○	○
政策5	まちづくり協働				○			
	地域コミュニティ活動				○			
	人権・男女共同参画社会	○	○	○	○	○		
	広報・広聴・個人情報保護							
	スマート自治体							
	行財政運営					○		

4. 第五次浦添市総合計画における「Well-Being(ウェルビーイング)」の導入

4-1 Well-Being(ウェルビーイング)とは

現在の日本は大きな変化の中にあり、少子高齢化や人口減少が進み、気候変動や自然災害の激化、デジタル化への対応といった課題が顕在化しています。また市民の価値観も多様化し、物質的な豊かさだけでなく、精神的な幸福や安心を求める人が増えています。そこで注目されているのが、「Well-Being(ウェルビーイング)」という概念です。

「Well-Being(ウェルビーイング)」とは、「身体的・精神的・社会的に良好な状態」を指します。つまり、一人ひとりが日々の暮らしにどのくらい満足し、幸せを実感しているかを示す概念です。近年、この概念は個人が抱く感情にとどまらず、社会全体の健全な発展や持続可能な社会の構築に資する重要な要素として注目されています。

これまで、GDP(国内総生産)などの経済指標が国や地域の状況を示す数値として重視されてきましたが、経済成長が必ずしも個人の幸福感をもたらしていないという指摘から、世界的に「Well-Being(ウェルビーイング)」の重要性が高まっています。

日本でも、毎年6月に政府から発表される政策の基本方針「骨太の方針」において、ここ数年「Well-Being(ウェルビーイング)」の考え方の導入が言及されており、「Well-Beingの高い社会の実現」が継続して目指されています。



世界保健機関(WHO)憲章より(日本WHO協会仮訳)

Health is a state of complete physical, mental and social well-being and not merely the absence of disease or infirmity.

健康とは、病気ではないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態にあることをいいます。

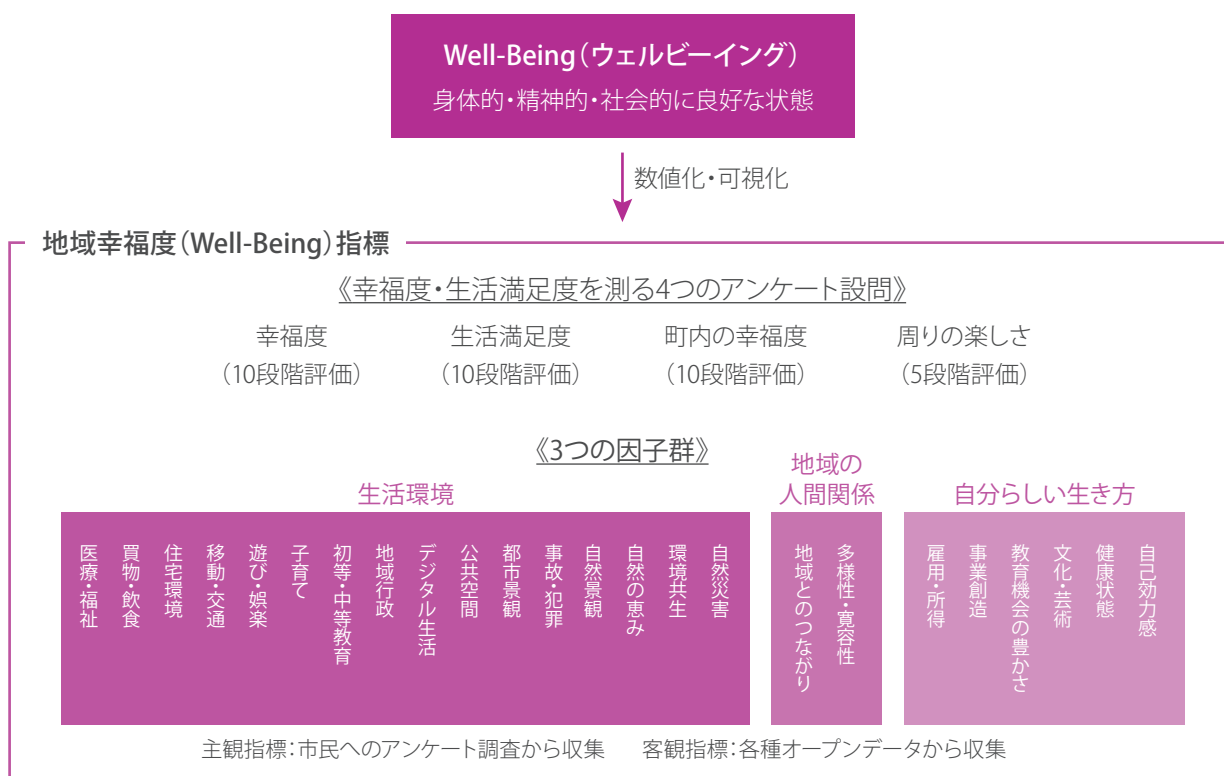
※太字・波線は加筆

4-2 地域幸福度(Well-Being)指標

「地域幸福度(Well-Being)指標」は、デジタル庁とスマートシティ・インスティテュート・ジャパン(SCI-Japan)※が開発した、市民の「暮らしやすさ」と「幸福感」を数値化・可視化するツールです。この「地域幸福度(Well-Being)指標」を行政の計画の策定に活用することで、Well-Being(ウェルビーイング)の考え方を反映することができるほか、数値化された指標というデータに基づいた、市民目線の施策を設計することが可能になります。

「地域幸福度(Well-Being)指標」は、地域における幸福度・生活満足度を測る4つの設問と、3つの因子群(生活環境・地域の人間関係・自分らしい生き方)から構成され、因子群は合計24のカテゴリーに細分化されます。この24のカテゴリーごとに、主観指標と客観指標が設定され、主観指標ではアンケート調査から市民のWell-Being(ウェルビーイング)を、客観指標ではオープンデータから暮らしやすさを測定します。

※ スマートシティ・インスティテュート・ジャパン(SCI-Japan)：2019(平成31)年に設立された一般社団法人。地域幸福度(Well-Being)指標や人財育成プログラムの開発・提供などを通じて、住民のWell-Being(ウェルビーイング)向上を目標としたまちづくりを推進するための産官学民連携の中間支援組織。



4-3 後期基本計画における「Well-Being（ウェルビーイング）」の導入

Well-Being（ウェルビーイング）の考え方および地域幸福度（Well-Being）指標を総合計画に取り入れることによって、「Well-Beingの向上」という共通の目標に向け、各施策を体系づけることが可能になります。

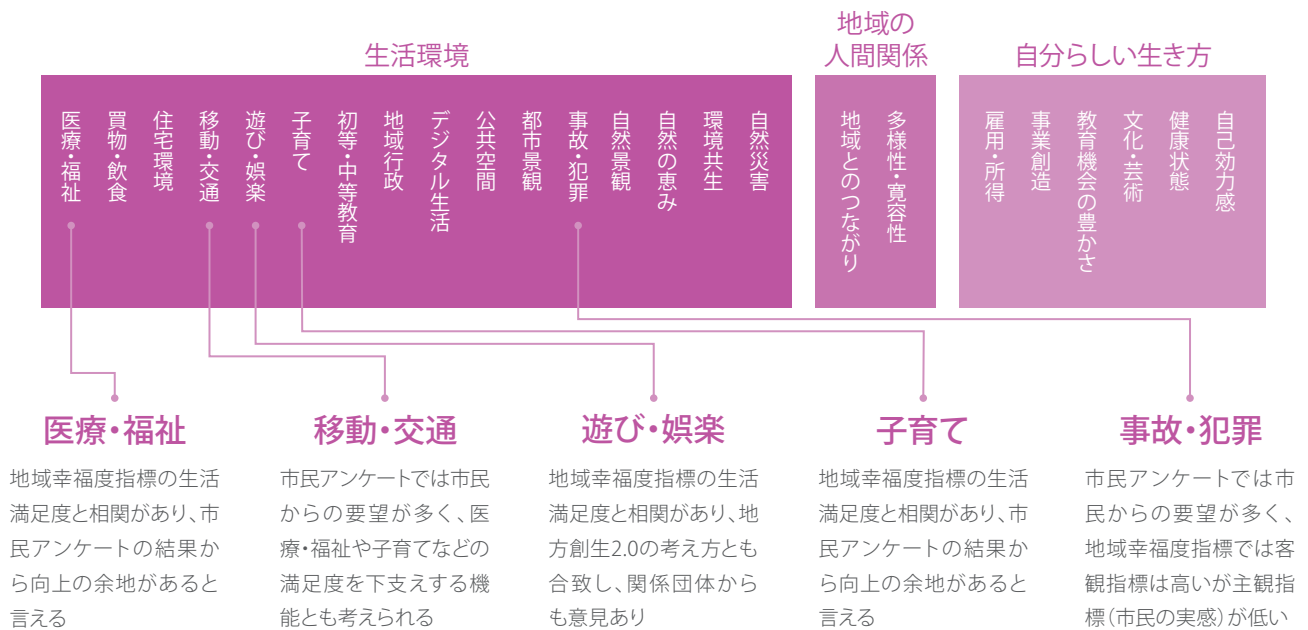
また、第五次浦添市総合計画におけるまちづくりの目標である「太陽とみどりにあふれた国際性ゆたかな文化都市」に表現している、市民一人ひとりが生きる喜びと自信にあふれ、健康で幸せを共感できるまちづくりという理念にも合致します。

これらの理由から、第五次浦添市総合計画後期基本計画より、「Well-Being（ウェルビーイング）」および「地域幸福度（Well-Being）指標」を導入して、各施策を策定することとします。

具体的には、以下の手順によって行いました。

- ①後期基本計画策定にあたっての基礎調査の一環として、市民の方にWell-Being（ウェルビーイング）アンケート調査を行い、浦添市における「地域幸福度（Well-Being）指標」を把握
- ②「地域幸福度（Well-Being）指標」やその他各種基礎調査の結果を踏まえ、浦添市の「Well-Being（ウェルビーイング）」の向上に寄与すると考えられる5つの施策分野、「Well-Being施策」を抽出
- ③5つの「Well-Being施策」を中心に、基礎調査の結果を考慮しながら施策の内容や重要業績評価指標（KPI）を見直し。また、重要業績評価指標（KPI）の一部に「地域幸福度（Well-Being）指標」を活用。

5つの「Well-Being施策」は、「地域幸福度（Well-Being）指標」を構成する24の因子のうち、以下の5つを抽出しました。



後期基本計画では、上記の5つの「Well-Being施策」に関連する基本的な取り組みや重要業績評価指標（KPI）には、以下のような目印をつけることとします。

「Well-Being施策」の目印



目印付記の例

基本的な取り組み（今後5年間の主な取り組み）	
1-2-1 市民と観光の接点の深化	
1-2-1-①	浦添の地域資源や観光の魅力を市民に伝える機会を創出し、観光への気運の醸成を図る
1-2-2	浦添の魅力を最大限活用した観光のあり方の提案

「Well-Being施策」に関連する取り組みの検討に当たっては、各担当部署が下図のように施策体系の図式化を行いました。

なお、図中の「取り組み案」がすべて後期基本計画に反映されているわけではありません。あくまで施策の方向性を検討するための図式化とご理解ください。

